

許認可等標準処理日数一覧表(環境生活部)

区 分	事務の名称	法 令	標準 処理 日数						
				経由機関	経由 日数	主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
消費生活	1 他の事業を行うことについての承認	消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)第10条第3項	20			県民生活センター	20		
消費生活	2 消費生活協同組合事業の組合員以外の利用の許	消費生活協同組合法第12条第4項第2号又は第3号	20			県民生活センター	20		
消費生活	3 消費生活協同組合の定款の変更の認可	消費生活協同組合法第40条第4項	20			県民生活センター	20		
消費生活	4 消費生活協同組合共済事業規約の設定等の認可	消費生活協同組合法第40条第5項	20			県民生活センター	20		
消費生活	5 消費生活協同組合貸付事業規約の設定等の認可	消費生活協同組合法第40条第6項	20			県民生活センター	20		
消費生活	6 価格変動準備金を積み立てないことについての認可	消費生活協同組合法第50条の9第1項	20			県民生活センター	20		
消費生活	7 価格変動準備金の取崩しの認可	消費生活協同組合法第50条の9第2項	20			県民生活センター	20		
消費生活	8 契約条件の変更の承認	消費生活協同組合法第53条の13第1項	20			県民生活センター	20		
消費生活	9 合理的理由等により基準議決権数を超えて議決権を有することについての承認	消費生活協同組合法施行規則(昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号)第224条第1項第10号	20			県民生活センター	20		
消費生活	10 共済事業兼業組合が1年を超えて基準議決権数を超えて議決権を有することについての承認	消費生活協同組合法第53条の17第2項	20			県民生活センター	20		
消費生活	11 共済事業専業組合が1年を超えて基準議決権数を超えて議決権を有することについての承認	消費生活協同組合法第53条の19第2項において準用する第53条の17第2項	20			県民生活センター	20		
消費生活	12 消費生活協同組合の設立の認可	消費生活協同組合法第57条第1項	20			県民生活センター	20		
消費生活	13 消費生活協同組合の解散の認可	消費生活協同組合法第62条第2項	20			県民生活センター	20		
消費生活	14 解散した消費生活協同組合の継続の認可	消費生活協同組合法第63条第1項	20			県民生活センター	20		
消費生活	15 消費生活協同組合の合併の認可	消費生活協同組合法第69条第1項	20			県民生活センター	20		
消費生活	16 決算関係書類の提出の延期の承認	消費生活協同組合法施行規則第248条第3項	20			県民生活センター	20		
保健・衛生	1 適正化規程の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第9条第1項	60			県民くらしの安全課	30	公正取引委員会及び岩手県生活衛生関係営業審議会	30
保健・衛生	2 適正化規程の変更の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第9条第1項後段	60			県民くらしの安全課	30	公正取引委員会及び岩手県生活衛生関係営業審議会	30
保健・衛生	3 組合協約の認可又は変更の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第14条の10第1項	30			県民くらしの安全課	30		
保健・衛生	4 組合設立の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第24条第1項	30			県民くらしの安全課	30		
保健・衛生	5 組合の定款の変更の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第28条第3項	7			県民くらしの安全課	7		
保健・衛生	6 役員の解任に係る組合員による総会招集の承認	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第38条第5項において準用する第42条	3			県民くらしの安全課	3		

許認可等標準処理日数一覧表(環境生活部)

区 分	事務の名称	法 令	標準 処理 日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
				経由機関	経由 日数				
保健・衛生	7 組合員による総会招集の承認	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第42条前段	3			県民くらしの安全課	3		
保健・衛生	8 理事が不在の場合における組合員による総会招集の承認	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第42条後段	3			県民くらしの安全課	3		
保健・衛生	9 総代会招集の承認	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第49条第6項において準用する第42条前段、第52条及び第52条の10第1項において準用する第42条前段	3			県民くらしの安全課	3		
保健・衛生	10 理事が不在の場合における総代会招集の承認	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第49条第6項において準用する第42条後段	3			県民くらしの安全課	3		
保健・衛生	11 小組合設立の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第52条の4第1項	30			県民くらしの安全課	30		
保健・衛生	12 小組合合併の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第52条の7第3項				県民くらしの安全課	30		
保健・衛生	13 振興計画の認定	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3第1項	7			県民くらしの安全課	7		
保健・衛生	14 都道府県生活衛生営業指導センターの事業の一部委託の承認	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の4第2項	15			県民くらしの安全課	15		
保健・衛生	15 都道府県生活衛生営業指導センターの手数料徴収の承認	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の4第3項	14			県民くらしの安全課	14		
保健・衛生	16 振興計画の変更の認定	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令(昭和32年政令第279号)第6条第1項	7			県民くらしの安全課	7		
保健・衛生	17 旅館業の営業の許可	旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項	10			保健所	10		
保健・衛生	18 事業譲渡の場合の営業者の地位の承継の承認	旅館業法第3条の2第1項	10			保健所	10		
保健・衛生	19 法人の合併又は分割の場合の営業者の地位の承継の承認	旅館業法第3条の3第1項	10			保健所	10		
保健・衛生	20 相続の場合の営業者の地位承継の承認	旅館業法第3条の4第1項	10			保健所	10		
保健・衛生	21 興行場の営業の許可	興行場法(昭和23年法律第137号)第2条第1項	10			保健所	10		
保健・衛生	22 公衆浴場の営業の許可	公衆浴場法(昭和23年法律139号)第2条	10			保健所	10		
保健・衛生	23 患者に対する入浴特例の許可	公衆浴場法第4条	10			保健所	10		
保健・衛生	24 クリーニング所の使用前検査	クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第5条の2	7			保健所	7		
保健・衛生	25 クリーニング師の免許	クリーニング業法第6条	10			県民くらしの安全課又は保健所	10		
保健・衛生	26 クリーニング師の研修の指定	クリーニング業法第8条の2第1項	10			県民くらしの安全課	10		
保健・衛生	27 業務従事者に対する講習の指定	クリーニング業法第8条の3	10			県民くらしの安全課	10		
保健・衛生	28 クリーニング師の免許証の訂正	クリーニング業法施行令(昭和28年政令第233号)第1条第2項	10			県民くらしの安全課又は保健所	10		
保健・衛生	29 クリーニング師の免許証の再交付	クリーニング業法施行令第1条第3項	10			県民くらしの安全課又は保健所	10		

許認可等標準処理日数一覧表(環境生活部)

区 分	事務の名称	法 令	標準 処理 日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	
				経由機関	経由 日数			協議機関	協議 日数
保健・衛生	30 理容師養成施設の指定	理容師法(昭和22年法律第234号)第3条第3項	90			県民くらしの安全課	90		
保健・衛生	31 理容師養成施設の変更の承認	理容師養成施設指定規則(平成10年厚生省令第5号)第6条	45			県民くらしの安全課	45		
保健・衛生	32 理容所の使用前検査	理容師法第11条の2	7			保健所	7		
保健・衛生	33 管理理容師講習会の指定	理容師法第11条の4第2項	10			県民くらしの安全課	10		
保健・衛生	34 美容師養成施設の指定	美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第3項	90			県民くらしの安全課	90		
保健・衛生	35 美容師養成施設の変更の承認	美容師養成施設指定規則(平成10年厚生省令第8号)第5条	45			県民くらしの安全課	45		
保健・衛生	36 美容所の使用前検査	美容師法第12条	7			保健所	7		
保健・衛生	37 管理美容師講習会の指定	美容師法第12条の3第2項	10			県民くらしの安全課	10		
保健・衛生	38 水道事業の経営の認可	水道法(昭和32年法律第177号)第6条第1項	25			県民くらしの安全課	25		
保健・衛生	39 水道事業の変更の認可	水道法第10条第1項	25			県民くらしの安全課	25		
保健・衛生	40 水道事業の休廃止の許可	水道法第11条第1項	14			県民くらしの安全課	14		
保健・衛生	41 地方公共団体以外の水道事業者の供給条件の変更の認可	水道法第14条第6項	14			県民くらしの安全課	14		
保健・衛生	42 水道用水供給事業の経営の認可	水道法第26条	25			県民くらしの安全課	25		
保健・衛生	43 水道用水供給事業の変更の認可	水道法第30条第1項	25			県民くらしの安全課	25		
保健・衛生	44 水道用水供給事業の休廃止の許可	水道法第31条において準用する第11条	14			県民くらしの安全課	14		
保健・衛生	45 専用水道布設工事の設計の確認	水道法第32条	14			保健所	14		
保健・衛生	46 学校事業所等水道の新設工事等の設計の確認	学校事業所等水道条例(昭和33年岩手県条例25号)第5条第1項	14			保健所	14		
保健・衛生	47 建築物清掃等業の登録	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項	10			保健所	10		
保健・衛生	48 食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設の登録	食品衛生法(昭和22年法律第233号)第48条第6項第3号及び食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第9条第1項第1号	90			県民くらしの安全課	90		
保健・衛生	49 食品衛生管理者講習会の登録	食品衛生法第48条第6項第4号	30			県民くらしの安全課	30		
保健・衛生	50 営業の許可	食品衛生法第55条第1項	18			保健所	18		
保健・衛生	51 営業許可証の書換え交付	食品衛生法施行条例(平成12年岩手県条例第30号)第5条第3項	10			保健所	10		
保健・衛生	52 営業許可証の再交付	食品衛生法施行条例第5条第4項	10			保健所	10		
保健・衛生	53 ふぐ処理者の認定(県内に住所を有する者に係るものを除く。)	食品衛生法施行条例第8条(同条第2号に掲げる者に係るものに限る。)	14			県民くらしの安全課	14		
保健・衛生	54 ふぐ処理者の認定(県内に住所を有する者に係るものに限る。)	食品衛生法施行条例第8条(同条第2号に掲げる者に係るものに限る。)	14			保健所	14		
保健・衛生	55 ふぐ処理者認定証の書換え交付(県内に住所を有する者に係るものを除く。)	食品衛生法施行条例第11条第2項において準用する第5条第3項	10			県民くらしの安全課	10		

許認可等標準処理日数一覧表(環境生活部)

区 分	事務の名称	法 令	標準 処理 日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
					經由 日数				
保健・衛生	56 ふぐ処理者認定証の書換え交付(県内に住所を有する者に係るものに限	食品衛生法施行条例第11条第2項において準用する第5条第3項	10			保健所	10		
保健・衛生	57 ふぐ処理者認定証の再交付(県内に住所を有する者に係るものを除く。)	食品衛生法施行条例第11条第2項において準用する第5条第4項	10			県民くらしの安全課	10		
保健・衛生	58 ふぐ処理者認定証の再交付(県内に住所を有する者に係るものに限る。)	食品衛生法施行条例第11条第2項において準用する第5条第4項	10			保健所	10		
保健・衛生	59 既存ふぐ処理者届出済証の交付(県内に住所を有する者に係るものを除く。)	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(令和6年岩手県条例第25号)附則第3項	10			県民くらしの安全課	10		
保健・衛生	60 既存ふぐ処理者届出済証の交付(県内に住所を有する者に係るものに限る。)	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(令和6年岩手県条例第25号)附則第3項	10			保健所	10		
保健・衛生	61 製菓衛生師の免許	製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第3条	10			保健所	10		
保健・衛生	62 製菓衛生師の免許	製菓衛生師法第3条	20	市町村	10	保健所	10		
保健・衛生	63 製菓衛生師免許証の書換え(県内に住所を有する者に係るものを除く。)	製菓衛生師法施行令(昭和41年政令第387号)第5条第1項	10			県民くらしの安全課	10		
保健・衛生	64 製菓衛生師免許証の書換え(県内に住所を有する者に係るものに限る。)	製菓衛生師法施行令第5条第1項	10			保健所	10		
保健・衛生	65 製菓衛生師免許証の書換え(県内に住所を有する者に係るものに限る。)	製菓衛生師法施行令第5条第1項	20	市町村	10	保健所	10		
保健・衛生	66 製菓衛生師免許証の再交付(県内に住所を有する者に係るものを除く。)	製菓衛生師法施行令第6条第1項	10			県民くらしの安全課	10		
保健・衛生	67 製菓衛生師免許証の再交付(県内に住所を有する者に係るものに限る。)	製菓衛生師法施行令第6条第1項	10			保健所	10		
保健・衛生	68 製菓衛生師免許証の再交付(県内に住所を有する者に係るものに限る。)	製菓衛生師法施行令第6条第1項	20	市町村	10	保健所	10		
保健・衛生	69 製菓衛生師養成施設の指定	製菓衛生師法第5条第1号	90			県民くらしの安全課	90		
保健・衛生	70 製菓衛生師養成施設の変更等の承認	製菓衛生師法施行令第21条第1項	90			県民くらしの安全課	90		
保健・衛生	71 と畜場の設置の許可	と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項	15			県民くらしの安全課	15		
保健・衛生	72 と畜場使用料又はとさつ解体料の認可又は変更の	と畜場法第12条第1項	15			県民くらしの安全課	15		
保健・衛生	73 と畜場外への持出しに係る許可	と畜場法第14条第3項第2号	15			食肉衛生検査所	15		
保健・衛生	74 牛の特定部位の焼却の義務の除外の許可	牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第7条第2項ただし書	2			食肉衛生検査所	2		
保健・衛生	75 食鳥処理の事業の許可	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第3条	18			県民くらしの安全課	18		
保健・衛生	76 食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第1項	15			県民くらしの安全課	15		
保健・衛生	77 食鳥処理衛生管理者養成施設の登録	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第3号	90			県民くらしの安全課	90		
保健・衛生	78 食鳥処理衛生管理者講習会の登録	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第4号	30			県民くらしの安全課	30		
保健・衛生	79 確認規程の認定	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項	10			県民くらしの安全課	10		

許認可等標準処理日数一覧表(環境生活部)									
区 分	事務の名称	法 令	標準 処理 日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
				経由機関	経由 日数				
保健・衛生	80 確認規程の変更の認定	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第2項	10			県民くらしの安全課	10		
保健・衛生	81 指定検査機関の指定	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条第1項	30			県民くらしの安全課	30		
保健・衛生	82 指定検査機関の役員の選任又は解任の認可	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第26条第1項	15			県民くらしの安全課	15		
保健・衛生	83 指定検査機関の業務規程の認可等	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第28条第1項	15			県民くらしの安全課	15		
保健・衛生	84 指定検査機関の事業計画及び収支予算の認可等	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第29条第1項	15			県民くらしの安全課	15		
保健・衛生	85 食鳥検査の業務の休止又は廃止の許可	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第32条第1項	30			県民くらしの安全課	30		
保健・衛生	86 第一種動物取扱業の登録	動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第10条第1項	15			広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	15		
保健・衛生	87 第一種動物取扱業の登録の更新	動物の愛護及び管理に関する法律第13条第1項	15			広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	15		
保健・衛生	88 特定動物の飼養保管の許可	動物の愛護及び管理に関する法律第26条第1項	15			広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	15		
保健・衛生	89 特定動物の飼養保管の変更の許可	動物の愛護及び管理に関する法律第28条第1項	15			広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	15		
保健・衛生	90 第一種動物取扱業の登録証の再交付	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号)第2条第6項	10			広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10		
保健・衛生	91 特定動物の飼養保管の許可証の再交付	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第6項	10			広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10		
保健・衛生	92 愛玩動物看護師養成所の指定	愛玩動物看護師法(令和元年法律第50号)第31条第2号	90			県民くらしの安全課	90		

許認可等標準処理日数一覧表(環境生活部)

区 分	事務の名称	法 令	標準 処理 日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	
					経由 日数				協議 日数
保健・衛生	93 愛玩動物看護師養成所 の変更の承認	愛玩動物看護師養成所指定 規則(令和3年農林水産省・ 環境省令第7号)第3条第1 項	90			県民くらしの 安全課	90		
保健・衛生	94 化製場又は死亡獣畜取 扱場の設置の許可	化製場等に関する法律(昭 和23年法律第140号)第3条 第1項	10			保健所	10		
保健・衛生	95 魚介類等を原料とする油 脂等の製造施設又は獣畜 等の貯蔵施設の設置	化製場等に関する法律第8 条において準用する第3条 第1項	10			保健所	10		
保健・衛生	96 調理師の免許	調理師法(昭和33年法律第 147号)第3条第1項	10			保健所	10		
保健・衛生	97 調理師の免許	調理師法第3条第1項	20	市町村	10	保健所	10		
保健・衛生	98 調理師の免許証の書換 え(県内に住所を有する者 に係るものを除く。)	調理師法施行令(昭和33年 政令第303号)第13条第1項	10			県民くらしの 安全課	10		
保健・衛生	99 調理師の免許証の書換 え(県内に住所を有する者 に係るものに限る。)	調理師法施行令第13条第1 項	10			保健所	10		
保健・衛生	100 調理師の免許証の書換 え(県内に住所を有する者 に係るものに限る。)	調理師法施行令第13条第1 項	20	市町村	10	保健所	10		
保健・衛生	101 調理師免許証の再交付 (県内に住所を有する者に 係るものを除く。)	調理師法施行令第14条第1 項	10			県民くらしの 安全課	10		
保健・衛生	102 調理師免許証の再交付 (県内に住所を有する者に 係るものに限る。)	調理師法施行令第14条第1 項	10			保健所	10		
保健・衛生	103 調理師免許証の再交付 (県内に住所を有する者に 係るものに限る。)	調理師法施行令第14条第1 項	20	市町村	10	保健所	10		
保健・衛生	104 調理師養成施設の指定	調理師法第3条第1項第1号	90			県民くらしの 安全課	90		
保健・衛生	105 調理師養成施設の生徒 の定員変更の承認	調理師法施行令第1条の2	90			県民くらしの 安全課	90		
保健・衛生	106 調理師養成施設の生徒 の定員以外の変更の承認	調理師法施行令第1条の2	45			県民くらしの 安全課	45		
保健・衛生	107 住宅宿泊事業実施制限 解除の認定	住宅宿泊事業法施行条例 (平成30年岩手県条例第51 号)第2条第1項ただし書	15			広域振興局 保健福祉環 境部又は保 健福祉環境 部保健福祉 環境セン ター	15		
保健・衛生	108 認定通知書の再交付	住宅宿泊事業法施行条例施 行規則(平成31年岩手県規 則第1号)第8条	10			広域振興局 保健福祉環 境部又は保 健福祉環境 部保健福祉 環境セン ター	10		
自然保護	1 自然環境保全地域特別 地区内における行為の許 可	岩手県自然環境保全条例 (昭和48年岩手県条例第62 号)第15条第4項	10			広域振興局 保健福祉環 境部又は保 健福祉環境 部保健福祉 環境セン ター	10		
自然保護	2 自然環境保全地域野生 動植物保護地区内におけ る野生動植物の捕獲等の 許可	岩手県自然環境保全条例第 16条第3項第7号	25			広域振興局 保健福祉環 境部又は保 健福祉環境 部保健福祉 環境セン ター	25		

許認可等標準処理日数一覧表(環境生活部)

区 分	事務の名称	法 令	標準 処理 日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
					経由 日数				
自然保護	3 国定公園事業の執行の認可	自然公園法(昭和32年法律第161号)第16条第3項	15			自然保護課	15		
自然保護	4 特別地域内における行為の許可(2以上の広域振興局の所管区域にわたるものに限る。)	自然公園法第20条第3項 自然公園法第68条第1項	10			自然保護課	10		
自然保護	5 特別地域内における行為の許可(2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。)	自然公園法第20条第3項 自然公園法第68条第1項	15	花巻市 遠野市 西和賀町	5	広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10		
自然保護	6 特別保護地区内における行為の許可(2以上の広域振興局の所管区域にわたるものに限る。)	自然公園法第21条第3項 自然公園法第68条第1項	15			自然保護課	15		
自然保護	7 特別保護地区内における行為の許可(2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。)	自然公園法第21条第3項 自然公園法第68条第1項	20	花巻市 遠野市 西和賀町	5	広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	15		
自然保護	8 国定公園事業執行認可事項の変更の承認(同意)	自然公園法第16条第4項において準用する第10条第6項	15			自然保護課	15		
自然保護	9 国定公園事業者たる地位の譲渡による承継の承認	自然公園法第16条第4項において準用する第12条第3項	15			自然保護課	15		
自然保護	10 県立自然公園事業の執行の認可	県立自然公園条例(昭和33年岩手県条例第53号)第7条第3項	10			自然保護課	10		
自然保護	11 県立自然公園事業の執行認可事項の変更の承認	県立自然公園条例第7条第6項又は第7条の4において準用する第7条第6項	10			自然保護課	10		
自然保護	12 県立自然公園事業の休止及び廃止の承認	県立自然公園条例第7条の2又は第7条の4において準用する第7条の2	10			自然保護課	10		
自然保護	13 県立自然公園事業の承継の承認	県立自然公園条例第7条の3第1項及び第2項又は第7条の4において準用する第7条の3第2項	10			自然保護課	10		
自然保護	14 県立自然公園特別地域内における行為の許可(2以上の広域振興局の所管区域にわたるものに限る。)	県立自然公園条例第10条第4項	10			自然保護課	10		
自然保護	15 県立自然公園特別地域内における行為の許可(2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。)	県立自然公園条例第10条第4項	10			広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10		
自然保護	16 温泉ゆう出目的の土地の掘削の許可	温泉法(昭和23年法律第125号)第3条第1項	60			自然保護課	25	岩手県環境審議会	35
自然保護	17 温泉掘削等許可の有効期間の更新	温泉法第5条第2項又は第11条第2項において準用する第5条第2項	5			自然保護課	5		
自然保護	18 土地の掘削等の許可を受けた法人の合併又は分割による地位の承継の承認	温泉法第6条又は第11条第2項若しくは同条第3項において読み替えて準用する第6条	10			自然保護課	10		

許認可等標準処理日数一覧表(環境生活部)									
区 分	事務の名称	法 令	標準 処理 日数	経過機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
				経過機関	経過 日数				
自然保護	19 土地の掘削等の許可を受けた者の相続による地位の承継の承認	温泉法第7条第1項又は第11条第2項若しくは同条第3項において読み替えて準用する第7条第1項	10			自然保護課	10		
自然保護	20 掘削等のための施設等の変更の許可	温泉法第7条の2第1項又は第11条第2項において読み替えて準用する第7条の2第1項	10			自然保護課	10		
自然保護	21 温泉ゆう出路の増掘及び動力装置の許可	温泉法第11条第1項	60			自然保護課	25	岩手県環境審議会	35
自然保護	22 温泉の採取の許可	温泉法第14条の2第1項	10			広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10		
自然保護	23 温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併及び分割による地位の承継の承認	温泉法第14条の3第1項	10			広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10		
自然保護	24 温泉の採取の許可を受けた者の相続による地位の承継の承認	温泉法第14条の4第1項	10			広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10		
自然保護	25 可燃性天然ガスの濃度の確認	温泉法第14条の5第1項	10			広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10		
自然保護	26 温泉の採取のための施設等の変更の許可	温泉法第14条の7第1項	10			広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10		
自然保護	27 温泉成分分析を行う者の登録	温泉法第19条第1項	10			自然保護課	10		
自然保護	28 温泉利用の許可	温泉法第15条第1項	10			広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10		
自然保護	29 温泉利用の許可を受けた法人の合併又は分割による地位の承継の承認	温泉法第16条第1項	10			広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10		

許認可等標準処理日数一覧表(環境生活部)									
区 分	事務の名称	法 令	標準 処理 日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
				経由機関	経由 日数				
自然保護	30 温泉利用の許可を受けた者の相続による地位の承継の承認	温泉法第17条第1項	10			広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10		
自然保護	31 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可並びに許可証の交付(学術研究の目的に係る場合であって捕獲等又は採取等の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第9条第1項及び第7項	5			広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	5		
自然保護	32 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可並びに許可証の交付(学術研究の目的に係る場合であって捕獲等又は採取等の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものに限る。)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項及び第7項	5			自然保護課	5		
自然保護	33 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に係る従事者証の交付(学術研究の目的に係る場合であって捕獲等又は採取等の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項	5			広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	5		
自然保護	34 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に係る従事者証の交付(学術研究の目的に係る場合であって捕獲等又は採取等の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものに限る。)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項	5			自然保護課	5		
自然保護	35 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に係る許可証又は従事者証の再交付(学術研究の目的に係る場合であって捕獲等又は採取等の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第9項	5			広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	5		
自然保護	36 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に係る許可証又は従事者証の再交付(学術研究の目的に係る場合であって捕獲等又は採取等の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものに限る。)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第9項	5			自然保護課	5		
自然保護	37 国の機関による指定管理鳥獣捕獲等事業の確認	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第5項	30			自然保護課	30		
自然保護	38 夜間銃猟の確認	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第8項第2号	45			自然保護課	45		

許認可等標準処理日数一覧表(環境生活部)									
区 分	事務の名称	法 令	標準 処理 日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	
				経由機関	経由 日数			協議機関	協議 日数
自然保護	39 指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証の交付	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第9項において読み替えて適用する同法第9条第8項	30			自然保護課	30		
自然保護	40 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を受けたとみなされる者の従事者証の再交付	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第9項において読み替えて適用する同法第9条第9項	5			自然保護課	5		
自然保護	41 指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可及び指定猟法許可証の交付	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第15条第4項及び同条第11項において準用する第9条第7項	5			広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	5		
自然保護	42 指定猟法許可証の再交付	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第15条第7項	5			広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	5		
自然保護	43 鳥獣捕獲等事業の認定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の2	45			自然保護課	45		
自然保護	44 鳥獣捕獲等事業の変更の認定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第1項	30			自然保護課	30		
自然保護	45 鳥獣捕獲等事業の有効期間の更新	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の8第2項	30			自然保護課	30		
自然保護	46 鳥獣の飼養の登録	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第1項	5			広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	5		
自然保護	47 鳥獣の飼養登録の更新	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第5項	5			広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	5		
自然保護	48 鳥獣の飼養登録証の再交付	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第6項	5			広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	5		
自然保護	49 販売禁止鳥獣の販売許可	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第24条第1項	5			広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	5		

許認可等標準処理日数一覧表(環境生活部)

区 分	事務の名称	法 令	標準 処理 日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
				経由機関	経由 日数				
自然保護	50 販売許可証の再交付	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第24条第6項	5			広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	5		
自然保護	51 鳥獣保護区における保全事業の同意(鳥獣保護区の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第4項	10			広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10		
自然保護	52 鳥獣保護区における保全事業の同意(鳥獣保護区の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものに限る。)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第4項	10			自然保護課	10		
自然保護	53 鳥獣保護区特別保護地区内における行為の許可	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第7項	10			広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10		
自然保護	54 承認対象捕獲等の承認及び承認証の交付	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第35条第3項及び同条第12項において準用する第24条第5項	5			広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	5		
自然保護	55 承認対象捕獲等の承認証の再交付	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第35条第8項	5			広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	5		
自然保護	56 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第1項	45			自然保護課	45		
自然保護	57 住居集合地域等における麻醉銃猟許可証の再交付	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第7項	5			自然保護課	5		
自然保護	58 狩猟者の登録(県外に住所を有する者に係るものを除く。)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第55条第1項	15			広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	15		
自然保護	59 狩猟者の登録(県外に住所を有する者に係るものを除く。)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第55条第1項	15	公益社団法人岩手県猟友会	10	自然保護課	5		
自然保護	60 狩猟者登録の変更登録(県外に住所を有する者に係るものを除く。)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第1項	15			広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	15		

許認可等標準処理日数一覧表(環境生活部)

区 分	事務の名称	法 令	標準 処理 日数	経由機関	経由 日数	主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
自然保護	61 狩猟者登録の変更登録 (県外に住所を有する者に 係るものに限る。)	鳥獣の保護及び管理並びに 狩猟の適正化に関する法律 第61条第1項	15	公益社団法 人岩手県猟 友会	10	自然保護課	5		
自然保護	62 狩猟者登録証又は狩猟 者記章の再交付(県外に 住所を有する者に係るも のを除く。)	鳥獣の保護及び管理並びに 狩猟の適正化に関する法律 第61条第5項	15			広域振興局 保健福祉環 境部又は保 健福祉環境 部保健福祉 環境セン ター	15		
自然保護	63 狩猟者登録証又は狩猟 者記章の再交付(県外に 住所を有する者に係るも のに限る。)	鳥獣の保護及び管理並びに 狩猟の適正化に関する法律 第61条第5項	15			自然保護課	15		
自然保護	64 猟区の設定認可	鳥獣の保護及び管理並びに 狩猟の適正化に関する法律 第68条第1項	45			自然保護課	45		
自然保護	65 猟区管理規程の変更認 可	鳥獣の保護及び管理並びに 狩猟の適正化に関する法律 第71条第1項	40			自然保護課	40		
自然保護	66 対象狩猟鳥獣の捕獲等 の承認及び承認証の交付	鳥獣の保護及び管理並びに 狩猟の適正化に関する法律 第12条第3項及び鳥獣の保 護及び管理並びに狩猟の適 正化に関する法律施行規則 (平成14年環境省令第28号) 第11条の2第5項	5			広域振興局 保健福祉環 境部又は保 健福祉環境 部保健福祉 環境セン ター	5		
自然保護	67 対象狩猟鳥獣の捕獲等 の承認証の再交付	鳥獣の保護及び管理並びに 狩猟の適正化に関する法律 施行規則第11条の2第7項	5			広域振興局 保健福祉環 境部又は保 健福祉環境 部保健福祉 環境セン ター	5		
自然保護	68 鳥獣捕獲等事業認定証 の再交付	鳥獣の保護及び管理並びに 狩猟の適正化に関する法律 施行規則第19条の9第3項	5			自然保護課	5		
自然保護	69 指定希少野生動植物の 捕獲等の許可(捕獲等の 区域が2以上の広域振興 局の所管区域にわたるも のを除く。)	岩手県希少野生動植物の保 護に関する条例(平成14年 岩手県条例第26号)第13条 第1項	25			広域振興局 保健福祉環 境部又は保 健福祉環境 部保健福祉 環境セン ター	25		
自然保護	70 指定希少野生動植物の 捕獲等の許可(捕獲等の 区域が2以上の広域振興 局の所管区域にわたるも のに限る。)	岩手県希少野生動植物の保 護に関する条例第13条第1 項	25			自然保護課	25		
自然保護	71 指定希少野生動植物の 捕獲等の許可に係る従事 者証の交付(捕獲等の区 域が2以上の広域振興局 の所管区域にわたるもの を除く。)	岩手県希少野生動植物の保 護に関する条例第13条第6 項	5			広域振興局 保健福祉環 境部又は保 健福祉環境 部保健福祉 環境セン ター	5		
自然保護	72 指定希少野生動植物の 捕獲等の許可に係る従事 者証の交付(捕獲等の区 域が2以上の広域振興局 の所管区域にわたるもの に限る。)	岩手県希少野生動植物の保 護に関する条例第13条第6 項	5			自然保護課	5		

許認可等標準処理日数一覧表(環境生活部)									
区 分	事務の名称	法 令	標準 処理 日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
					経由 日数				
自然保護	73 指定希少野生動植物の捕獲等の許可に係る許可証又は従事者証の再交付(捕獲等の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。)	岩手県希少野生動植物の保護に関する条例第13条第7項	5			広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	5		
自然保護	74 指定希少野生動植物の捕獲等の許可に係る許可証又は従事者証の再交付(捕獲等の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものに限る。)	岩手県希少野生動植物の保護に関する条例第13条第7項	5			自然保護課	5		
自然保護	75 特定希少野生動植物事業届出済証の交付(事業の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。)	岩手県希少野生動植物の保護に関する条例第16条第2項	7			広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	7		
自然保護	76 特定希少野生動植物事業届出済証の交付(事業の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものに限る。)	岩手県希少野生動植物の保護に関する条例第16条第2項	12	広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	5	自然保護課	7		
自然保護	77 特定希少野生動植物事業届出済証の再交付(事業の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。)	岩手県希少野生動植物の保護に関する条例第16条第6項において準用する同条第2項	7			広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	7		
自然保護	78 特定希少野生動植物事業届出済証の再交付(事業の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものに限る。)	岩手県希少野生動植物の保護に関する条例第16条第6項において準用する同条第2項	12	広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	5	自然保護課	7		
公害対策	1 第一種フロン類充填回収業者の登録	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第27条第1項	12			広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	12		
公害対策	2 第一種フロン類充填回収業者の登録の更新	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第1項	12			広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	12		
公害対策	3 一般廃棄物処理施設設置の許可(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設を除く。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項	80	広域振興局 保健福祉環境部、保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	70		

許認可等標準処理日数一覧表(環境生活部)

区 分	事務の名称	法 令	標準 処理 日数	経由機関	経由 日数	主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
公害対策	4 一般廃棄物処理施設設置の許可(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に限る。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項	130	広域振興局 保健福祉環境部、保健福祉環境部 保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	120		
公害対策	5 一般廃棄物処理施設の定期検査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項	130	広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	120		
公害対策	6 一般廃棄物処理施設の構造又は規模の変更の許可(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設を除く。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項	80	広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	70		
公害対策	7 一般廃棄物処理施設の構造又は規模の変更の許可(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に限る。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項	130	広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	120		
公害対策	8 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項	130	広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	120		
公害対策	9 一般廃棄物処理施設譲受け又は借受けの許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項	25	広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	15		
公害対策	10 一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割の認可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項	25	広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	15		
公害対策	11 2以上の事業者による産業廃棄物処理認定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項	45			資源循環推進課	45		
公害対策	12 2以上の事業者による産業廃棄物処理変更認定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項	45			資源循環推進課	45		
公害対策	13 産業廃棄物の収集運搬業の許可(広域振興局の管内に事業所を有する者に係るものを除く。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項	40	広域振興局 保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	30		
公害対策	14 産業廃棄物の収集運搬業の許可(広域振興局の管内に事業所を有する者に係るものに限る。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項	40	広域振興局 保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	広域振興局 保健福祉環境部	30		
公害対策	15 産業廃棄物収集運搬業の更新の許可(広域振興局の管内に事業所を有する者に係るものを除く。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第2項	40	広域振興局 保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	30		

許認可等標準処理日数一覧表(環境生活部)									
区 分	事務の名称	法 令	標準 処理 日数	経由機関	経由 日数	主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
公害対策	16 産業廃棄物収集運搬業の更新の許可(広域振興局の管内に事業所を有する者に係るものに限る。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第2項	40	広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	広域振興局保健福祉環境部	30		
公害対策	17 産業廃棄物処分業の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項	40	広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	30		
公害対策	18 産業廃棄物処分業の更新の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第7項	40	広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	30		
公害対策	19 産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可(広域振興局の管内に事業所を有する者に係るものを除く。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項	40	広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	30		
公害対策	20 産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可(広域振興局の管内に事業所を有する者に係るものに限る。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項	40	広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	広域振興局保健福祉環境部	30		
公害対策	21 産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項	40	広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	30		
公害対策	22 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可(広域振興局の管内に事業所を有する者に係るものを除く。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項	40	広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	30		
公害対策	23 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可(広域振興局の管内に事業所を有する者に係るものに限る。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項	40	広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	広域振興局保健福祉環境部	30		
公害対策	24 特別管理産業廃棄物収集運搬業の更新の許可(広域振興局の管内に事業所を有する者に係るものを除く。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第2項	40	広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	30		
公害対策	25 特別管理産業廃棄物収集運搬業の更新の許可(広域振興局の管内に事業所を有する者に係るものに限る。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第2項	40	広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	広域振興局保健福祉環境部	30		
公害対策	26 特別管理産業廃棄物処分業の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項	40	広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	30		

許認可等標準処理日数一覧表(環境生活部)									
区 分	事務の名称	法 令	標準 処理 日数	経由機関	経由 日数	主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
公害対策	27 特別管理産業廃棄物処分業の更新の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第7項	40	広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	30		
公害対策	28 特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可(広域振興局の管内に事業所を有する者に係るものを除く。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項	40	広域振興局 保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	30		
公害対策	29 特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可(広域振興局の管内に事業所を有する者に係るものに限る。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項	40	広域振興局 保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	広域振興局 保健福祉環境部	30		
公害対策	30 特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項	40	広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	30		
公害対策	31 産業廃棄物処理施設の設置の許可(産業廃棄物処理施設のうち焼却施設及び最終処分場を除く。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項	80	広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	70		
公害対策	32 産業廃棄物処理施設の設置の許可(産業廃棄物処理施設のうち焼却施設及び最終処分場に限る。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項	130	広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	120		
公害対策	33 産業廃棄物処理施設の定期検査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の2第1項	130	広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	120		
公害対策	34 産業廃棄物処理施設の構造又は規模の変更の許可(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設を除く。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項	80	広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	70		
公害対策	35 産業廃棄物処理施設の構造又は規模の変更の許可(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に限る。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項	130	広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	120		
公害対策	36 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項	130	広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	120		

許認可等標準処理日数一覧表(環境生活部)									
区 分	事務の名称	法 令	標準 処理 日数	経由機関	経由 日数	主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
公害対策	37 産業廃棄物処理施設譲 受け又は借受けの許可	廃棄物の処理及び清掃に関 する法律第15条の4におい て準用する第9条の5第1項	25	広域振興局 保健福祉環 境部又は保 健福祉環境 部保健福祉 環境セン ター	10	資源循環推 進課	15		
公害対策	38 産業廃棄物処理施設設 置者である法人の合併又 は分割の認可	廃棄物の処理及び清掃に関 する法律第15条の4におい て準用する第9条の6第1項	25	広域振興局 保健福祉環 境部又は保 健福祉環境 部保健福祉 環境セン ター	10	資源循環推 進課	15		
公害対策	39 廃棄物再生事業者の登 録	廃棄物の処理及び清掃に関 する法律第20条の2第1項	25	広域振興局 保健福祉環 境部又は保 健福祉環境 部保健福祉 環境セン ター	10	資源循環推 進課	15		
公害対策	40 産業廃棄物再生利用業 の収集運搬業の指定	廃棄物の処理及び清掃に関 する法律施行規則(昭和46 年厚生省令第35号)第9条第 2号	25	広域振興局 保健福祉環 境部又は保 健福祉環境 部保健福祉 環境セン ター	10	資源循環推 進課	15		
公害対策	41 産業廃棄物再生利用業 の処分業の指定	廃棄物の処理及び清掃に関 する法律施行規則第10条の 3第2号	25	広域振興局 保健福祉環 境部又は保 健福祉環境 部保健福祉 環境セン ター	10	資源循環推 進課	15		
公害対策	42 引取業の登録	使用済自動車の再資源化等 に関する法律(平成14年法 律第87号)第42条第1項	30			広域振興局 保健福祉環 境部又は保 健福祉環境 部保健福祉 環境セン ター	30		
公害対策	43 引取業の登録の更新	使用済自動車の再資源化等 に関する法律第42条第2項	30			広域振興局 保健福祉環 境部又は保 健福祉環境 部保健福祉 環境セン ター	30		
公害対策	44 フロン類回収業の登録	使用済自動車の再資源化等 に関する法律第53条第1項	30			広域振興局 保健福祉環 境部又は保 健福祉環境 部保健福祉 環境セン ター	30		
公害対策	45 フロン類回収業の登録の 更新	使用済自動車の再資源化等 に関する法律第53条第2項	30			広域振興局 保健福祉環 境部又は保 健福祉環境 部保健福祉 環境セン ター	30		

許認可等標準処理日数一覧表(環境生活部)									
区 分	事務の名称	法 令	標準 処理 日数	経由機関	経由 日数	主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
公害対策	46 解体業の許可	使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項	80	広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	70		
公害対策	47 解体業の更新の許可	使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第2項	80	広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	70		
公害対策	48 破碎業の許可	使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第1項	80	広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	70		
公害対策	49 破碎業の更新の許可	使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第2項	80	広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	70		
公害対策	50 破碎業の事業の範囲の変更の許可	使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項	80	広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	70		
公害対策	51 産業廃棄物再生利用業の事業範囲の変更の指定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例(平成12年岩手県条例第25号)第5条	25	広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	15		
公害対策	52 再生資源利用認定製品の認定	循環型地域社会の形成に関する条例(平成14年岩手県条例第73号)第10条第1項	180			資源循環推進課	180		
公害対策	53 廃棄物処理施設等の設置等の事前協議の結果の通知(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設及び第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設を除く。)	循環型地域社会の形成に関する条例第26条	80	広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	70		
公害対策	54 廃棄物処理施設等の設置等の事前協議の結果の通知(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設及び第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に限る。)	循環型地域社会の形成に関する条例第26条	130	広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	10	資源循環推進課	120		
公害対策	55 県外産業廃棄物の搬入事前協議の基準適合等の通知	県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成14年岩手県条例第74号)第2条第3項	15			資源循環推進課	15		

許認可等標準処理日数一覧表(環境生活部)

区 分	事務の名称	法 令	標準 処理 日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
				経由機関	経由 日数				
公害対策	56 浄化槽の保守点検業者の登録	浄化槽法施行条例(昭和60年岩手県条例第30号)第2条第1項	25			保健所	25		
公害対策	57 浄化槽の保守点検業者の登録の更新	浄化槽法施行条例第2条第3項	25			保健所	25		
公害対策	58 岩手県環境影響評価条例における第2種事業の判定	岩手県環境影響評価条例(平成10年岩手県条例第42号)第5条第3項	60			環境保全課	15	市町村及び岩手県環境影響評価技術審査会	45
公害対策	59 人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認	土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第3条第1項ただし書	14			広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	14		
公害対策	60 基準に適合する旨の認定	土壌汚染対策法第16条第1項	14			広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	14		
公害対策	61 汚染土壌処理業の許可	土壌汚染対策法第22条第1項	120			環境保全課	120		
公害対策	62 汚染土壌処理業の更新の許可	土壌汚染対策法第22条第4項	120			環境保全課	120		
公害対策	63 汚染土壌処理業の変更の許可	土壌汚染対策法第23条第1項	120			環境保全課	120		
公害対策	64 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認	土壌汚染対策法第27条の2第1項	120			環境保全課	120		
公害対策	65 汚染土壌処理業の合併又は分割の承認	土壌汚染対策法第27条の3第1項	120			環境保全課	120		
公害対策	66 汚染土壌処理業の相続の承認	土壌汚染対策法第27条の4第1項	120			環境保全課	120		
公害対策	67 指定調査機関の指定	土壌汚染対策法第3条第1項	60			環境保全課	60		
公害対策	68 指定調査機関の指定の更新	土壌汚染対策法第32条第1項	60			環境保全課	60		
特別措置	1 特定住宅用地の認定	租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第19条第11項及び第38条の5第9項	30			環境保全課	30		
特別措置	2 譲渡予定価額申出の認定	租税特別措置法施行令第19条第12項第4号及び第38条の5第10項第4号	42			環境保全課	42		
採石・砂利採取	1 採石業者の登録	採石法(昭和25年法律第291号)第32条	14			広域振興局保健福祉環境部	14		
採石・砂利採取	2 採石業務管理者の認定	採石法第32条の4第1項第6号口	30			環境保全課	30		
採石・砂利採取	3 岩石採取計画の認可	採石法第33条	55			広域振興局保健福祉環境部	37	市町村	18
採石・砂利採取	4 岩石採取計画の変更の認可	採石法第33条の5第1項	20			広域振興局保健福祉環境部	10	市町村	10
採石・砂利採取	5 砂利採取業者の登録	砂利採取法(昭和43年法律第74号)第3条	14			広域振興局保健福祉環境部	14		
採石・砂利採取	6 砂利採取業務主任者の認定	砂利採取法第6条第1項第6号口	30			環境保全課	30		
採石・砂利採取	7 砂利採取計画の認可	砂利採取法第16条	35			広域振興局保健福祉環境部	21	市町村	14

許認可等標準処理日数一覧表(環境生活部)									
区 分	事務の名称	法 令	標準 処理 日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
				経由機関	経由 日数				
採石・砂利採取	8 砂利採取計画の変更の認可	砂利採取法第20条第1項	20			広域振興局 保健福祉環境部	10	市町村	10
地価公示・不動産鑑定	1 不動産鑑定業者の登録	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条第1項	14			環境保全課	14		
地価公示・不動産鑑定	2 不動産鑑定業者の登録の更新	不動産の鑑定評価に関する法律第22条第3項	30			環境保全課	30		
地価公示・不動産鑑定	3 不動産鑑定業者の登録換え	不動産の鑑定評価に関する法律第26条第1項	14			環境保全課	14		
地価公示・不動産鑑定	4 不動産鑑定業者の登録の変更	不動産の鑑定評価に関する法律第27条第1項	14			環境保全課	14		
内閣府	1 特定非営利活動法人の設立の認証	特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項	45			広域振興局 経営企画部 又は経営企画部地域振興センター	45		
内閣府	2 特定非営利活動法人の定款の変更の認証	特定非営利活動促進法第25条第3項	45			広域振興局 経営企画部 又は経営企画部地域振興センター	45		
内閣府	3 事業の成功の不能による特定非営利活動法人の解散の認定	特定非営利活動促進法第31条第2項	30			広域振興局 経営企画部 又は経営企画部地域振興センター	30		
内閣府	4 特定非営利活動法人の残余財産の譲渡の認証	特定非営利活動促進法第32条第2項	30			広域振興局 経営企画部 又は経営企画部地域振興センター	30		
内閣府	5 特定非営利活動法人の合併の認証	特定非営利活動促進法第34条第3項	45			広域振興局 経営企画部 又は経営企画部地域振興センター	45		
内閣府	6 認定特定非営利活動法人の認定	特定非営利活動促進法第44条第1項	180			若者女性協働推進室	180		
内閣府	7 認定特定非営利活動法人の有効期間の更新	特定非営利活動促進法第51条第2項	180			若者女性協働推進室	180		
内閣府	8 特例認定特定非営利活動法人の特例認定	特定非営利活動促進法第58条第1項	180			若者女性協働推進室	180		
内閣府	9 認定特定非営利活動法人としての地位の承継の認定	特定非営利活動促進法第63条第1項	180			若者女性協働推進室	180		
内閣府	10 特例認定特定非営利活動法人としての地位の承継の認定	特定非営利活動促進法第63条第2項	180			若者女性協働推進室	180		
盛土規制 (自然公園 地域・自然 保全地域)	1 宅地造成等の許可(2以上の広域振興局の所管区域にわたるものに限る。)	宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項及び第30条第1項	30			自然保護課	30		
盛土規制 (自然公園 地域・自然 保全地域)	2 宅地造成等の許可(2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。)	宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項及び第30条第1項	30			広域振興局 保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センター	30		

許認可等標準処理日数一覧表(環境生活部)									
区 分	事務の名称	法 令	標準 処理 日数	経由機関		主管課等		協議機関	
				経由 日数		処理 日数		協議 日数	

- 備考1 「経由日数」とは、経由機関の事務所に申請書等が到達した日から起算し、主管課等の事務所に到達する前日までの日数をいう。
- 2 「処理日数」とは、主管課等の事務所に申請書等が到達した日から起算し、当該申請に係る許認可等の文書を発送するまでの日数をいう。ただし、協議機関の協議日数を除く。
- 3 「協議日数」とは、協議機関の事務所に協議書等が到達した日から起算し、主管課等の事務所に当該協議書に対する回答書が到達するまでの日数をいう。
- 4 標準処理日数欄に「法令」と表示されている日数の期間については、同じ項の法令欄に掲げる法令に定める算定方法によるものである。